

イランの石油産業構造

総合エネルギー動向分析室 客員研究員 宮崎和作

はじめに

1979 年 1 月、イラン帝国第 2 代シャー（国王、皇帝の意）にして『シャハンシャー・アーリアメール』（『王の中の王、アーリアの太陽』）なる称号を国民議会から奉られペルシア/イランに君臨したムハンマド・レザー・パハラヴィ（パーレビ）が、『イラン革命』あるいは『イスラーム革命』と呼ばれることとなる国民の大蜂起によって帝位を剥奪され、1925 年以来 54 年間にわたったパハラヴィ王朝が崩壊した。

シャーによって国外に追放され、イラク経由フランスに逃れて亡命生活を送っていたアヤトラ（高位イスラーム聖職者）、ルホッラー・ムサヴィー・ホメイニ師が帰国し、1979 年 4 月、イスラームを国家の礎と定め『ファギー』（イスラーム法学者、聖職者）が国家を統治する『ヴェラヤティ・ファギー体制』に基づく『イラン・イスラーム共和国』（“Islamic Republic of Iran”）が誕生した¹。

イランはペルシア/アラビア湾岸地域²においてサウディアラビアに次ぐ世界第 2 位となる 1,322 億バーレルの原油確認可採埋蔵量³を有する産油国であり、また保有天然ガスの確認埋蔵量においても世界第 2 位に位置する。イランは、国際社会に対し協調的とはいえない現在の政治姿勢の一方で歴史的に極めて親日的であり、わが国エネルギー安全保障の観点からは中東産油国の中でサウディアラビア、アラブ首長国連邦、国際市場復帰後のイラクと並ぶ最重要国である。

わが国とイランは長年にわたって、石油部門を中心に経済的に強固な関係を築き上げて来ており、種々の理由から実現には至らなかったものの、両国間でイラン国内石油・ガス上下流、裾野産業諸部門における合弁事業投資取組への試みがこれまで何度か繰り返されて来た。また、1960 年代後半～1970 年代前半のようにイラニアン・ライト（アガジャリ）、イラニアン・ヘビー（ガッチ・サラン）両原油がわが国輸入原油の主流を占めた時期もあり、石油供給国・消費国としての緊密な関係ができていた。

わが国にとってサウディアラビアや UAE 抜きにエネルギー安全保障を考えるとできないのと同様に、わが国の対中東戦略におけるイランの重要性、わが国エネルギー安全保障上のイランの戦略的価値もまた、極めて高い。

¹ 『イラン・イスラーム共和国憲法』第 1 条、第 2 条、第 5 条（イラン・イスラーム共和国ホームページ） <http://www.salamiran.org/IranInfo/State/Constitution/>

² 通常『ペルシア湾』（“Persian Gulf”）と呼ばれているこの湾の名称について、湾岸アラブ諸国では『アラビア湾』（“Arabian Gulf”）の呼称を用いることにこだわり、イラン側としばしば対立する。

³ 2004 年 7 月 3 日、イランのビジャー・ナムダル＝ザンガネ石油相が記者会見で発表した数字（(財)中東経済研究所『中東研ニューズレポート』2004 年 7 月 5 日号所載）

Ⅰ．イランのイスラーム統治体制⁴と天然資源

イスラームを国家統治の根源とするイラン・イスラーム共和国においては当然のことに、自国内に存在するすべての天然資源の所有・処分・裁量権は、イスラームの名の下に国家に帰属する⁵。それに加え、天然資源関連は言うに及ばずあらゆる国内法制、内外政策の策定・遂行、さらには具体的な事業計画の立案、実施に関しては、それらがイスラーム的基準に適合するか否かを 12 名の法学者で構成される『憲法擁護評議会』(“Council of Guardians”)が判断する形を通して、統治と法制に関わる全権を実質的にイスラーム法学者が担うこととなっている。

とくにイスラーム法学者に帰する統治権限と天然資源との関係に少し具体的に敷衍する。今、閣僚会議が承認し大統領が署名した石油・天然ガス政策、国家事業計画や、『イスラーム諮問会議』(“Islamic Consultative Assembly” - Majlis、国会)が可決したエネルギー関連法案、政策、予算、石油・天然ガス事業計画から個別重要プロジェクト案件などの一々に至る中のいずれかについて、憲法擁護評議会が「イスラーム的でない」と判断したと仮定する。そうなると、ハシェミー・ラフサンジャニー前大統領が議長を務める『公益判別評議会』(“Expediency Council”)による救済・復活措置が出されない限り、政府や国会は決定の撤回、法案修正・再提出、あるいは事業計画修正、事業実施の中止、延期などに追い込まれざるを得ないこととなる。その典型例は、外国資本による国内投資を誘致、推進するため 2000 年初に国会に上程された『外国投資奨励保護法』(“Foreign Investment Promotion & Protection Act”)が 2 年以上にわたって保守派の反対にさらされ、2002 年 5 月になって公益判別評議会がこれを承認し、ようやく制定に漕ぎつけることができた事実に見られる⁶。

極めて率直に言って、この辺りは外国石油会社のイラン石油・ガス産業部門参入に当って実質的、心理的な障害のひとつとなっており、一般投資案件についても、対イラン投資を志向する外国投資家にとってこのことがリスク要因となることは否めない。

イランの石油・ガス部門における外国投資家にとっての問題については次章および第四章で、また日本との関係については第 V 章で、それぞれ詳述する。

イランの現行統治体制の詳細については、別添の図 1、『イラン・イスラーム共和国統治機構・エネルギー行政機構概念図』を参照されたい。

⁴ 全般的に『イラン・イスラーム共和国憲法』(前出、主として第 4 条、第 62 条、第 63 条、第 94 条、第 96 条、第 98 条、第 115 条による。)

⁵ 『イラン・イスラーム共和国憲法』(前出、第 45 条)

⁶ 『海外エネルギー動向 - イラン』(財)日本エネルギー経済研究所ホームページ

出典：（財）中東調査会「中東研究」2002／2003 vol. II、（財）中東協力センター諸資料、NIOCホームページに基づき当研究所作成



確かにイスラーム革命に至るまでの1970年代のイランは、パハラヴィ帝政下の『白色革命』達成と軍備増強の原資を得るため、高価格と原油輸出拡大の両立を必要とした。1967年の第3次中東戦争や1973年の第1次石油危機に当っては、イランはアラブ産油国による石油禁輸・生産制限実施に起因する国際石油需給緊迫化に乗じて石油増産・増収を達成し、また同年末のテヘラン会議においては強硬派諸国の先頭に立ってサウディアラビアなどの慎重派を押し切り、原油公示価格の大幅引上げを国際石油会社側に認めさせる『テヘラン協定』を調印に導いた⁷⁾。革命達成後のイラン石油政策にあっては、原油輸出の抑制による高価格の実現に加え、新政権非承認国、不支持国への石油禁輸と自国石油産業労働力の完全イラン化をその柱とした。

7 アラビア石油(株) 『湾岸危機を乗り越えて - アラビア石油 35 年の歩み』 (1998)

また 1980 年代以降は、イラン・イラク戦争の影響と戦火による被害のため石油生産能力が低下していたことに加えて、1982 年からの OPEC 生産制限政策導入と、米国による対イラン経済制裁実施によって基本的にイランの石油生産能力拡大が抑制されて来たことも、イラン石油政策に大きな影響を及ぼした。

一般的に石油生産・輸出国がその石油政策を策定する上で、自国が保有する原油埋蔵量、原油生産余力、自国民人口と国内石油需要の伸びなどの度合いが及ぼす影響が極めて大きいとされる。たとえばサウディアラビア、クウェイト、UAE のように、原油確認可採埋蔵量が 1,000 億バーレルを超え、あるいは原油可採年数⁸が 50 年以上あるような国々は産油国中の『持てる国』(“Haves”)とされ、石油から得られる国家収入の極大化を将来の市場シェアと石油価格の両面から追求する余裕がある国々である。それに引き換え、OPEC 加盟国中では埋蔵量の小さい『持たざる国』(“Have-nots”)の範疇に入るインドネシア、アルジェリアや旧加盟国のガボン、エクアドルなどの場合は、将来の生産量増大に備えた市場シェアの確保を求めるよりも目前の高価格水準、高石油収入により大きな関心を払うこととなる。

そのような中で、イランは埋蔵量では“Haves”に属したものの、財政逼迫や急速な人口増大、経済規模拡大に伴う国内石油需要の急伸長などから財政収入へのニーズが高く、上述した石油生産能力面での制約もあったことから、比較的近年に至るまで後者のグループに属するとされて来たものである。

さらに全く異なる視点から、サウディアラビアを中心とする GCC 諸国が原油価格の高騰を回避する方向で結束して来たことについて、西欧先進消費国と協調しつつ安定価格による石油安定供給の維持を図ろうとするサウディアラビアの強い意図もさることながら、実はその裏には、革命後のイランがとくに必要とした高価格・高収入の実現にブレーキをかけてイスラーム・イランの国力増進を妨げ、ひいてはイラン革命の湾岸アラブ諸国への浸透を抑止しようという、アラブ側、西欧諸国側双方の共通の利益に適う戦略的狙いがあった、との指摘もある⁹。

原油生産拡張余力に関しては、イランは 1990 年代に入ってより大きな問題を抱えるに至っている。即ち、イラン・イラク戦争による被害に加え、革命から戦争を通じずっと適切な油田管理が行われて来なかったこと、革命後の極端な外国人労働力排斥に起因する技術力不足が今になってボディーブローのように効いて来たこともあって、イラン既存油田の多くは「極めて深刻な生産能力の減退に直面している。生産能力の低下は、公式には年率 5%とされるが実際には年率 7~8%と見られ、これは毎年 30 万 bpd の生産減退に相当する。このままでは今後 4~5 年間に生産能力が 3 分の 1 以上低下す

⁸ 可採年数：ある年の年末現在残存確認可採埋蔵量を当該年年間生産量で除した商で、現時点生産量ベースで爾後何年間にわたって生産の維持継続が可能かを示す指標。(石油公団ホームページ)

⁹ 『中東主要産油国の石油産業組織・人物と今後の石油政策に関する調査』
(財)中東協力センター、1993)

ることも考えられる。」¹⁰

これらへの対応の重要性を夙に認識していた前大統領、ハシェミー・ラフサンジャニー師は大統領在職中、石油・ガス政策を徐々に現実路線に転換させる道を選択した。さらに、1980～90 年代を通じた国際石油市場の乱高下から革命イランといえども国際石油需給・市場動向を無視し得ないとの教訓を学んだイランは、改革派大統領ムハンマド・ハタミー師の登場により、今や、OPEC の場でのサウディアラビアとの協調や自国石油・ガス産業の外資への開放を積極的に進めつつある。

現在のイランの石油・ガス関連政策は、以下の 6 本の柱から成っている¹¹。

- ① 既存老朽化油田施設の修復、増進回収技術の適用と新規油ガス田開発促進による原油生産能力の回復、増大
- ② 天然ガス開発の推進
- ③ 国内市場向け石油製品供給能力拡大のための製油所新增設・効率化
- ④ 石油化学を始めとする国内工業、とりわけ中小規模裾野産業の育成、振興
- ⑤ 上記を進めるため、憲法が許容する範囲内で外国石油会社の資金と先端技術の導入を積極的に推進
- ⑥ 石油下流部門の民営化促進

上記 6 本柱の内、当面の最優先課題とされているのは原油・天然ガス生産能力の回復、増大および国内市場向け石油製品供給の拡大であると見られる。前者については既に上述した以上に多言を要しないが、とくに天然ガス部門については、ガスの油田圧入によって原油増産を図ることと、国内発電向け・工業向けガス利用を増大して石油需要を代替し原油輸出余力を増大させること、ガス輸出増を図ることなどによる国家収入の拡大が目標となっている。

後者については、革命の定着とともに国内に対する締め付けが時に緩和傾向を見せ生活水準の緩やかな改善が進む中で石油製品需要が急速に伸びつつあるのに対し、国内製油所が 1980 年代の対イラク戦争被害から未だ完全に回復できていないことから石油製品供給能力が需要に追いつけず、大産油国でありながら石油製品を大量に輸入せざるを得ない状況が続いている。とくにガソリン消費は年率 10%で急激に増大しており、このままで行くと現在の消費量 6,500 万リットル/日（約 40 万 bpd）が 2022 年には 3 億 700 万リットル/日（190 万 bpd 強）に達し、国内供給対応が長期的に困難を来

¹⁰ Fereidun Fesharaki “Iran’s Oil Industry: The Next Phase” (FACTS Inc., 2003) (Middle East Economic Survey, 2003 年 5 月 12 日号所載)

¹¹ 『イランの石油・ガス開発とわが国へのインプリケーション』 (財)日本エネルギー経済研究所 (2001 年 8 月) および『イランの石油化学下流分野基礎調査』 (財)中東協力センター (2003 年 6 月)

たすこととなろう¹²。この点については、イラン国内石油需要の大幅増大の背景に、世界で最も低価格と言われる石油製品末端価格 - ガソリンは約 10 円/リットル - と、それに伴う周辺国への石油製品密輸出の横行の問題が指摘されている¹³。

また、石油下流部門にはその一部に民営化計画が存在しており、下流部門を統括する『イラン国営石油精製供給会社』(NIORDC)が自社を「現行経済開発 5 年計画の期末(2005 年)までに民営化する」旨の声明を 2001 年に発表している。さらにこれとは別に、1990 年代に政府が既に承認済の 2 件の内需用民営製油所建設計画がある。しかしながら、これらの民間製油所計画案件はいずれも議会によって繰り返し否決されて来ており、計画実現までには紆余曲折が予想される¹⁴。

さらに政策について敷衍すれば、厳密には石油・ガス政策ではないがそれと密接に関連する近年のイラン対外政策の際立った特徴として、湾岸アラブ産油国、カスピ海周辺産油・産ガス国、その他近隣諸国との連携、協力関係の拡大を挙げることができる。

イラン石油・天然ガス政策について今後考えられる動きとしては、ハタミー大統領によって推し進められつつある上記 6 本柱に基づく政策が明らかに現在のイランの国益と国家的ニーズに沿ったものであり続ける以上、この石油・ガス政策が大きく変えることは当面はないと見られる。しかし、今後のイラン国内政治情勢の展開如何では、石油・天然ガス産業を巡る環境がかなり流動的となり得ることを考えておく必要がある。

それは即ち、2004 年 2 月の国会議員選挙で改革派が大きく後退し、保守派が最高指導者、司法府に加えて国会の 80%をも制する結果となったことに加えて、2005 年 5 月に予定されるハタミー大統領の任期満了に伴う大統領選挙でもし保守派が大統領府をも抑えることとなると、国家権力のすべてを保守派が手中にするという、革命草創期以来初の事態となる。その一方で、石油・天然ガス行政や実務に携わる石油省、NIOC を始めとする政府諸機関の有能なテクノクラートの大多数は対外開放・外資導入による開発推進を柱とするラフサンジャニー=ハタミー路線の信奉者である。従って、現在よりも強大な力を得ることとなるであろう保守派がこれらテクノクラートを政治的に排除し、あるいは抑圧するような方向に動くこととなると、それらの人々の協力と貢献なくして保守派が資源政策を適切に実行に移し、また石油・天然ガス収入に大きく依存する国家経済を健全に運営して行くことは實際上極めて困難と考えられる¹⁵。

この辺りが果たしてどう動くか、イラン石油・ガス政策の流れが変わるか否かについては、おそらくはポスト・ハタミー大統領選挙後まで見通しは立て難い。またその意味では、2003 年秋にテヘランで開催された国際石油会議¹⁶の基調演説でザンガネ石油相が

¹² Arab Oil & Gas (2004 年 6 月 16 日)

¹³ イラン石油産業関係者ヒヤリング(2004 年 5 月)による。

¹⁴ The Arab Petroleum Research Center “Arab Oil & Gas Directory 2002”

¹⁵ 松永泰行 『保守派圧勝だけではないイラン』 中東研ニューズリポート 2004 年 3 月 15 日

¹⁶ The 8th Annual IIES Conference “Energy Security & Emerging Challenges” (2003 年 11 月 29~30 日) (Middle East Economic Survey, 2003 年 12 月 8 日号所載)

示した、「今後 5 年以内に 540 万 bpd、今後 20 年以内に 700 万 bpd 超」とするイランの原油生産能力増強目標についても、それがどこまで達成できるか、今後とも注意深く見守って行く必要がある。

III. イランの石油・エネルギー産業機構

イランの石油、天然ガス、その他エネルギー資源全般に係る政策 - 生産・投資計画、予算、OPEC 対処方針、国営企業経営方針、同主要人事など - の策定、裁可を司るのは、第 1 義的には、2001 年 10 月に発足した『最高エネルギー評議会』（“The Supreme Energy Council”）であり、その政策は国会の議決を経て発効する。

なお、国会には石油・天然ガス関連法案の立案・検討や、同上下流部門の大規模事業提案、内外合併投資案件などの審議に当る『石油委員会』（“Majlis Petroleum Committee”）が常設されており、委員長を含み 13 名の議員で構成される。

個々のエネルギー政策、指針、各計画を執行、実施する責任と権限は、石油上下流、天然ガス、石油化学、肥料の各部門に関しては石油相(“Minister of Petroleum”)、電力、石炭産業部門についてはエネルギー相 (“Minister of Energy”)、原子力部門は原子力エネルギー機構長官 (“Head of the Atomic Energy Agency”、現在は副大統領のひとりが兼任) にそれぞれ属する。但し、これらに加えて憲法擁護評議会および公益判別評議会がエネルギー政策の策定・執行プロセスに介入して来る場合があり得ることは既述したとおりである。

最高エネルギー評議会の構成は、以下の表 1 に示すとおりである。

表 1. イラン・イスラーム共和国最高エネルギー評議会¹⁷

議長： 大統領 ムハンマド ハタミー・アルダカニ師

(Hojjatoleslam Sayyed Mohammad Khatami-Ardakani)

構成メンバー（8 名）：

副大統領 兼 原子力エネルギー機構長官

ゴラムレザー アガザデー (Gholamreza Aghazadeh)

副大統領（環境保護機構担当）

マスメー エブテカル (Masoomah Ebtekar)

副大統領（行政管理・企画担当）

ムハンマド サタリ=ファール (Mohammad Satari-Far)

石油相 ビジャーン ナムダル=ザンガネ (Bijan Namdar-Zanganeh)

エネルギー相 ハビボラー ビタラフ (Habibollah Bitaraf)

¹⁷ 『中東研究』（財）中東調査会（2001/2002 vol. IV）および“Arab Oil & Gas Directory 2002”（前出）

経済財政相 タハマスブ マズヘリ (Tahamasb Mazaheri)

商業相 ムハンマド シャリアト=マダリ

(Mohammad Shariat-Madari)

鉱工業相 エスハク ジャハンギリ (Eshaq Jahangiri)

現下のイラン石油・天然ガス・石油化学産業は石油省による指揮・監督の下、『イラン国営石油会社』(“National Iranian Oil Company” - NIOC)を中心に、以下の部門統括会社と多数の傘下操業会社群から構成されている¹⁸。

* 『イラン国営ガス会社』 (“National Iranian Gas Company” - NIGC)

* 『イラン国営石油化学会社』

(“National Iranian Petrochemical Company” - NPC)

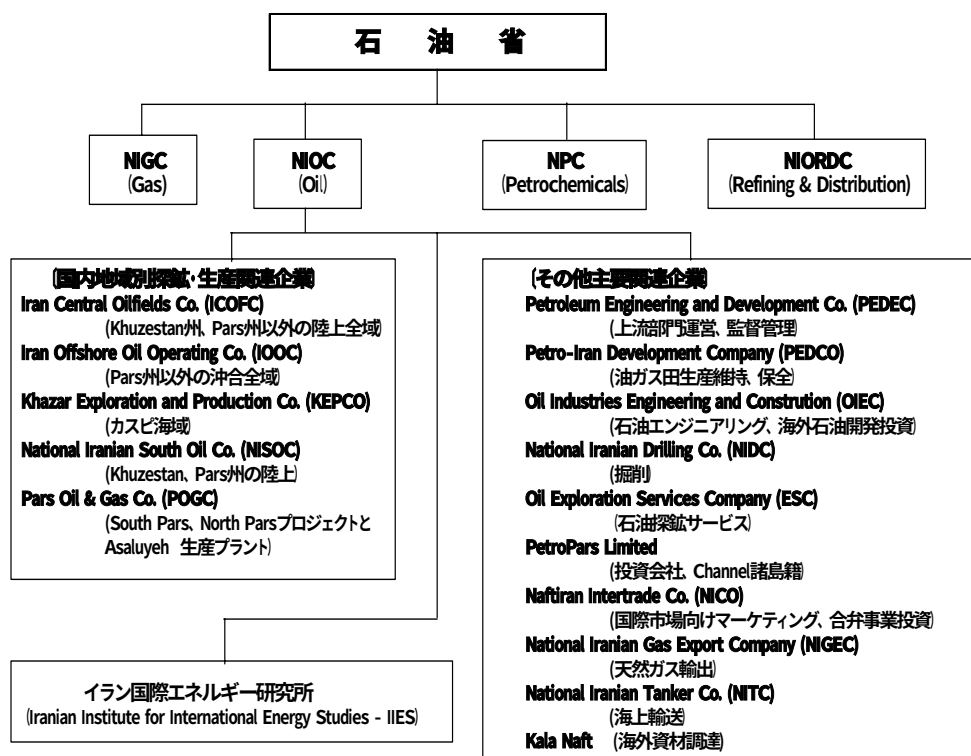
* 『イラン国営石油精製供給会社』

(“National Iranian Oil Refining & Distribution Company” – NIORDC)

イランの現行石油・エネルギー行政組織および石油・ガス産業機構の概要については、図1の『イラン・イスラーム共和国統治機構・エネルギー行政機構概念図』、および図2『イラン石油産業組織概念図』に示すとおりである。

¹⁸ “National Iranian Oil Company (NIOC) – Organization Chart” NIOC ホームページ

図2. イラン石油産業組織概念図



〔出典〕 NIOCホームページ“National Iranian Oil Company (NIOC) - Organization Chart”
 “Arab Oil & Gas Directory 2002”

〔財〕日本エネルギー経済研究所「海外エネルギー動向 - イラン」

このように機構上は石油省が石油・ガス産業全般を指揮・監督する形になっているが、統括会社 NIOC の会長兼チーフ・マネジング・ディレクター(社長)を石油省筆頭次官が兼務するばかりか、NIOC 組織中には『石油省支援局』とでも呼ぶべき“Administrative & Financial Supporting Affairs of Oil Ministry”と称する部局も存在する¹⁹ことから、実質的には政策策定と行政、操業実務はほぼ一体化して動いていると見てよい。とくに OPEC 閣僚会議対処方針や原油価格政策など、高度の石油政策策定においては石油省と NIOC が不即不離の関係にあり、枢要な国家石油戦略シナリオは殆ど、石油省最上層部と NIOC トップ・マネジメントの協議を通して策定に至るとされる。

またこのレベルになると、的確な判断を下すには高度の専門知識と正確な情報、個々の状況への深い理解が必須であるばかりでなく、時間的要素 - 政策決定、公表のタイミング - も極めて重要になって来ることから、そのような政策決定の過程に憲法擁護評議会が介入することは実際の場面では殆どあり得ないとされる²⁰。

統括会社 4 社の中心である NIOC の組織では、国際局が自国原油の販売動向、国際石油需給バランスの把握、分析、原油・ガス輸出収入見通しと必要原油生産割当量の試

¹⁹ “National Iranian Oil Company (NIOC) - Members of the Board” NIOC ホームページ
 および The Arab Petroleum Research Center (前出)

²⁰ 湾岸アラブ某国の対 OPEC 関係担当高官による見解 (2004 年 2 月、筆者に対する個人的発言)

算などを日常の業務とする外、石油相の OPEC 閣僚会議出席に備え、随時、上記分析結果と自局の収集情報を踏まえた他産油国の原油生産調整シナリオ想定、自国の OPEC 対処シナリオ試案作成を行うなどの極めて重要な責任を負っている。

また同国の対 OPEC 戦略策定過程においては、NIOC 下部機関の『イラン国際エネルギー研究所』（“Iranian Institute for International Energy Studies” – IIES）の見解を石油相や NIOC のトップがしばしば諮ることがあるとされ、同研究所がイランの石油・ガス関連国家戦略策定に一定の発言力を有していることが伺われる²¹。

1912 年の原油生産開始以来のイラン原油埋蔵、生産、対日輸出の経緯については、別添表 2、『イラン原油確認埋蔵量・生産量・わが国輸入量の推移』を参照されたい。

IV. イラン石油・天然ガス部門への外国資本の進出

石油探鉱・生産部門において外国企業との 50/50 合弁操業枠組を NIOC に容認する 1957 年石油開発法の制定に伴い、それまで NIOC の『契約者』として石油操業を行って来ていたコンソーシアムとは異なる形態 - 合弁利権操業 - での外資参入が開始された。1966 年には、さらに新しいカテゴリーに属する上流部門操業契約形態 - サービス契約 - が導入され、これらに基づき石油上流部門において、米国、イタリア、フランスなどの独立系石油会社による 10 件を優に超える参入が革命成立までに行われた。コンソーシアムに加えて 5 件が出油に成功し生産段階に移行したが、イスラーム共和国成立とともにすべての契約が破棄され、権益は NIOC に引き継がれた。これらの経緯の詳細については後掲の『補論・イラン石油産業史』において記述する。

イスラーム新体制下の石油産業運営は、その精神においては「外国資本による経済支配の阻止」²²が国家経済運営の主要目標とされてはいるものの、現実には基本的に帝政時代のそれを引き継ぎ、拡大したものといえる。イスラーム革命後に制定された『1987 年石油法』は石油省、石油関連国営企業が国内外の石油会社などと契約を結ぶことを認めている²³。

革命当初来、外貨収入を石油輸出に依存し、また疲弊した油田の修復、再稼動と新規油ガス田の開発に外国の資本、技術が不可欠な構図に全く変りがなかったことから、イランは 1989 年の最高指導者ホメイニ師の死去とラフサンジャニー師の大統領就任を機に石油・ガス上流部門の外資への開放を、天然資源に関する権益の外資への供与を禁止する憲法その他の国内法規に抵触しない範囲内で模索して来た。

1990 年代に入って、上述の制約条件に合致するよう考え出された処方箋が現在『バイバック契約』（“Buyback Contracts”）と呼ばれる『バイバック投資方式』（“Buyback Investment Methodology”）である。これによって石油・ガス上流部門への外資導入の

²¹ 『中東主要産油国の石油産業組織・人物と今後の石油政策に関する調査』（前出）

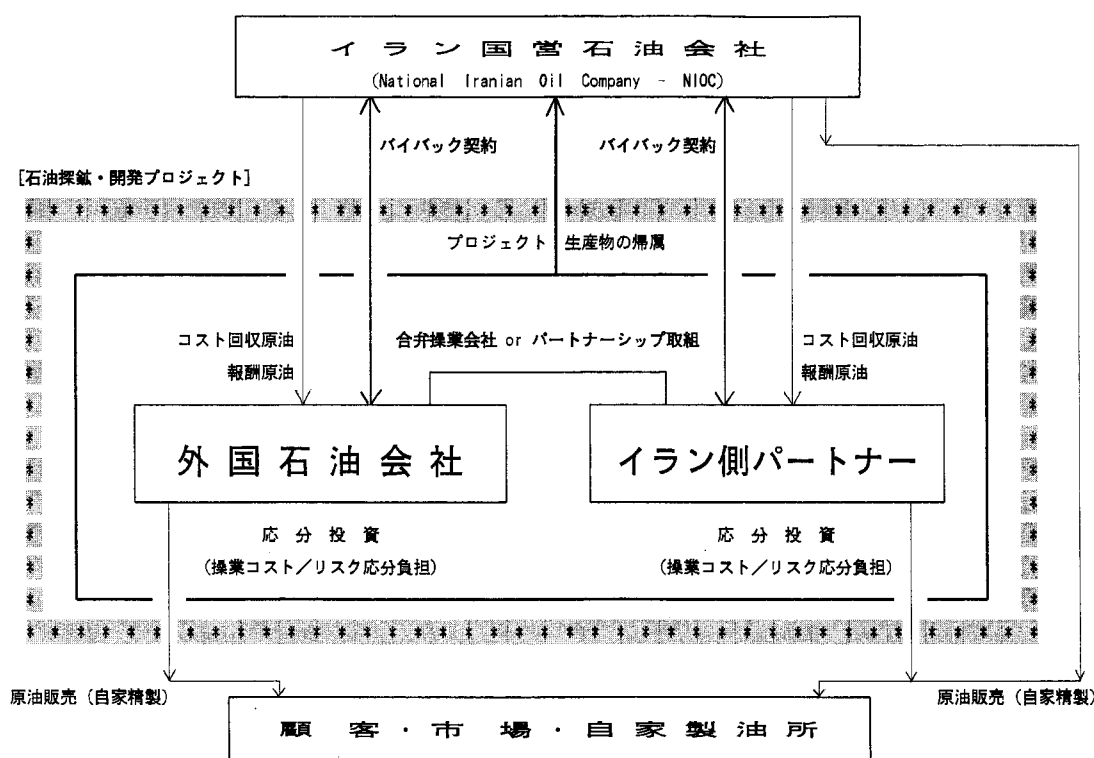
²² 『イラン・イスラーム共和国憲法』（前出）第 43 条第 8 項

²³ 『湾岸産油国における欧米石油会社の動向 - イラン』（財）中東協力センター（2000）

推進が図られた結果、1995 年、革命成立後初めての外国石油会社との石油開発契約がシリール油田の 2 鉱区についてトータル、ペトロナス両社との間に締結された。

『バイバック契約』は、基本的には契約企業側 - 主として外国企業、イラン企業が参入した例もある - が所要資金の全額と探鉱リスクを負担して油ガス田の探鉱、開発を行う形の契約 (“Risk-service contracts”) であるが、伝統的な利権協定 (“Concession Agreements”) や通常の生産分与型契約 (“Production-Sharing Agreements” - PSA) などの場合とは異なり、当該油ガス田からの生産物 - 原油、ガス、コンデンセートなど - の所有権、処分権はあくまでもイラン側に帰属する。この方式の下で NIOC と契約を締結した外国企業は、その総投資額（投下資本、操業コスト、銀行手数料料など）を所定の期限内に自らが開発した石油・ガスによって回収する。それに加え、契約企業には通常、投資額の 15～17% 相当の『報酬』（適正利潤）が NIOC によって保証され、『現物』（“in kind”、プロジェクトの生産物）で支払われる²⁴。『バイバック契約』の仕組みの概略は図 3『イラン・バイバック契約プロジェクト概念図』に示すとおりである。

図 3. イラン・バイバック契約プロジェクト概念図



しかしながら、上述の投資回収に当てられる期間をイラン側が極めて短期間に限定したことと生産段階への関与を禁じたことが石油会社側のフラストレーションを増幅

²⁴ 『湾岸産油国における欧米石油会社の動向 - イラン』(財)中東協力センター (2000)

させ、爾後この契約条件を受容したのはダールコヴィン油田の ENI とアザデガン油田の国際石油のみと言われるように²⁵、外国石油会社をして新規参入を躊躇させる環境を作り出した。アザデガン油田開発プロジェクトについては第 V 章に詳述する。

このような状況に鑑みイラン政府は 2003 年来、イラン石油上流部門への外国投資・参入を促進するため契約上の制約条件緩和の方向に移行し、「NIOC と外国企業が『パートナーシップ』を組み共同で油ガス田の探鉱・開発に当る、バイバック契約とは異なるスキーム」²⁶についての NIOC 提案が 2004 年 4 月、国会によって承認された²⁷。

この動きを前向きに評価するもの、あるいはイラク復興の進捗に伴い外資がイラクに急傾斜して行くことへのイラン側の危機感の表れと真剣に受け止めるものなど多々あるが、他方では、憲法擁護評議会の保守派聖職者が度々「NIOC グループの国際社会との接触を妨害」²⁸し、バイバック契約は非イスラーム的で違憲と裁定して来た経緯もある。その上、ザンガネ石油相が 2004 年 7 月になって「バイバック契約は適切な仕組」であり「細部に修正を加えて」は来たが「現在のところバイバック方式以外の契約形態を採用する理由はない」と語ったこと²⁹を考え合せば、イランにとっても今回のスキーム改定が直ちに国際石油会社の関心を回復することに繋がる保証はない。

米国・イラン関係に話を移すと、1995 年、1997 年とビル・クリントン米国大統領による『対イラン経済制裁』大統領令が相次いで出されるとともに、1996 年には米国議会が『イラン・リビア制裁法』(“Iran-Libya Sanctions Act” – ILSA) を可決し、米国籍を有する私人、法人あるいはその外国籍子会社のイラン進出にストップがかけられた。その一方で非米国企業については、「米国政府は欧州連合が反大量破壊兵器、反テロリズムへの協力姿勢を取っていると認定し、ILSA に定める条項適用の免除を決定」³⁰し、欧州系石油会社の対イラン進出が加速された。その後 ILSA は 2001 年に米国議会によって 5 年間の延長措置が取られた。またジョージ・ブッシュ現大統領は、2002 年にイラン、イラク、北朝鮮を名指し『悪の枢軸』宣言を行うとともに、2003 年には対イラン経済制裁大統領令の 1 年間延長を発令した。

この間欧州・アジア 51 カ国によって構成されブラッセルに本拠を置く『エネルギー憲章条約』(“Energy Charter Treaty”) 機構はイランの求めにより、イランがオブザーバーとして参加することを承認した。本条約はエネルギー協力に関する多国間の枠組を提供するもので、米国が参加していないことから、イランは米国の妨害を受けずに自国石油・天然ガス産業への外資導入を推進することを狙って本条約機構に参加し

²⁵ Middle East Economic Survey (2004 年 5 月 31 日)

²⁶ イラン石油省ムハンマド・ハーディ・ネジャド=ホセイニアン国際問題担当次官の発言 (Weekly Petroleum Argus 2004 年 5 月 3 日号所載)

²⁷ Middle East Economic Survey (2004 年 5 月 17 日)

²⁸ 同上

²⁹ (財)中東経済研究所 『中東研ニューズリポート』 (2004 年 7 月 5 日)

³⁰ 『イランの石油・ガス開発とわが国へのインプリケーション』(前出)

たものと把握されている³¹。

このような状況下における米国石油会社の動向については、これまでにエクソン・モービル、シェブロン・テキサコ、コノコ、カー・マギー、ユノカルほか数社がイランのバイバック・プロジェクトに関心を持つと伝えられ、その内の 2~3 社は既に ILSA に抵触しない範囲内で油田データや入札資料の購入を行ったと噂される。中でもコノコは日本がアザデガン油田権益の優先交渉権を獲得する前から同油田に関心を持っていたとされるが、この場合も含め、数多の投資機会が他国にも存在する現下の情勢ではこれら米国企業がすぐ新たな動きに出て行くとはなかなか考え難い。

V. 日本・イラン関係とわが国の対イラン戦略

イスラーム革命直後から対イラク戦争に至る数年間を除き、過去四半世紀以上にわたってわが国石油供給源の上位を占め続けて来たイランとの経済的レシプロカル・セキュリティを追求することはわが国エネルギー安全保障にとって極めて重要であり、わが国の国益に適うものと考えられる。

イランは中東、湾岸地域にあって有数の大人口国家であり、わが国の産品にとっての大市場でもある。またイランにとってわが国は最大の原油輸出先であり、イラン原油は性状的にわが国市場に適合している。政治的にはともかく、イランは歴史的、情動的に極めて親日的で、わが国の技術力、製品への信頼、評価が非常に高く、日本企業のイラン進出への期待も高い一方、『対米追随』と彼らが見るわが国の外交姿勢に対する失望、反発もまた強い。イラン国民は総体的に教育水準、労働力水準が高く、革命を知らぬ世代が今や人口の半数を超える中で社会全体に緩やかな変化の兆が見え始めている。

2004 年 2 月の国会議員選挙で勝利した保守派のひとりで、非聖職者としては初めて国会議長に就任したゴラーム・アリ・ハッダード・アーデル氏が選挙戦中に「イランをイスラーム世界の日本にする」と表明した³²とされるが、ことほど左様に、全般的に保守派に親日的思考の持ち主が多い一方、日米関係との絡みでわが国の対米外交姿勢をしばしば非難、批判するのも保守派であることには留意しておいてよい。

パハラヴィ帝政時代の 1970 年代にはシャー自身が「日本に学び、5 年以内に日本に追いつき追い越せ」と国民に向って檄を飛ばす程、ある意味において日本に対する親近感が強かった。より具体的には下記のように、帝政時代のイラン石油上下流、ガス開発、石油化学の各部門には日本企業が進出を計画し、あるいは合弁投資事業を展開するなどして、両国は相互に『戦略的パートナー』となるべき道を明らかに選択していた。

³¹ 『海外エネルギー動向 - イラン』 (前出)

³² (財)中東経済研究所『中東研ニューズリポート』(2004 年 6 月 8 日)

- *『ロレスタン石油鉦区』開発計画（ガス兆を見たが撤退）
- *『合弁輸出製油所』建設計画（企業化検討結果不調のため計画中止）
- *『カリン・ガス』開発・輸出計画（革命勃発により計画中断、撤退）
- *『イラン・ジャパン石油化学』計画（対イラク戦争被害のため計画中止、撤退）

これら計画の進行当時には、(財)中東協力センター内に『イラン委員会』が設置され大型合弁事業案件に関するイラン側との折衝窓口となった。現在も同センターがイラン側との協力事業についての全般的な調整窓口を務めるとともに、経団連に『日本イラン経済委員会』が設置されているが、往年の諸プロジェクトに匹敵するような大型投資・合弁事業案件は、後述する『アザデガン油田開発』計画を除いてない。

1990 年代後半に入り、イランに改革派政権が誕生し石油・ガス産業の外資への開放が進められる中で、2000 年 8 月にテヘランで行われた政府間の『日本イラン・エネルギー協議』はエネルギー分野における両国関係のあり方に大きな転機をもたらした。同年 10～11 月にはムハンマド・ハタミー大統領がわが国を公式訪問、その際同大統領・森首相間の共同声明発表に加え、日本側・平沼通商産業相、イラン側・ザンガネ石油相による、8 項目から成る『エネルギー分野における協力に関する共同声明』が発表された。後者の骨子は以下の 5 点に集約される³³。

- (1) 国際エネルギー市場安定化における両国間の協力の推進
- (2) 日本・イラン間でのエネルギー政策協議の重要性確認と継続
- (3) エネルギー分野での協力として、研修制度の活用、イランでの CNG 車普及、省エネルギー等を一体化して推進
- (4) アザデガン油田を始めとするイラン油ガス田の開発での協力
- (5) 日本側のイラン原油輸入代金に対する年間 10 億ドル、総額にして 30 億ドルの前払い融資の実施

これが土台となって、2004 年 2 月、国際石油開発 (INPEX) とイラン側 NIOC、その国際マーケティング子会社 Naftiran Intertrade Co.(NICO)の 3 社による、クゼスタン州アハワズ市西方 80km に位置するアザデガン油田の総合的評価、開発に係る契約の調印に至った。

イラン側の公表数字によれば、同油田は 1999 年に発見され、原始埋蔵量は 260 億バレル、確認可採埋蔵量は 30～60 億バレルとなっており、40 万 bpd の生産が可能

³³ 2000 年 11 月、通商産業省公表の共同声明全文より要約
（『イランの石油・ガス開発とわが国へのインプリケーション』(前出) 所載）

* “Participation Interests”

アザデガン油田開発プロジェクトがわが国とイランとのこれまでの関係を一層強化し、今後新しい両国関係を構築して行くに当ってその中核となることは疑いない。しかしながら、その推進に際しては、わが国安全保障上の見地、あるいは資源的、技術的見地からする同計画の意義もともかく、以下に述べるようなわが国の外交上、国益上の見地からの配慮もまた極めて重要となることを指摘しておかねばならない。

まず、現在も国際的に未だ完全解決に至っていないイラン核開発疑惑問題に関する米国の立場は下記のとおりであり、いずれもわが国にとって看過することのできないものである。

- *疑惑が解明に至るまでは如何なる対イラン投資、利益供与も認めず
(ILSA および対イラン制裁大統領令の存在と、その対日適用の可能性)
- *イランの核兵器開発はイスラエルの生存と安全への脅威
- *核兵器開発を許すことは核不拡散条約体制崩壊への道

これらに加え、『イラン＝悪の枢軸』に共感する米国民心理、そして今も米国民の間に根強い『テヘラン・シンドローム』 - 1979 年の在テヘラン米大使館占拠・人質事件が米国民に残した精神的、心理的衝撃の傷跡 - も忘れてはならない。

欧州諸国は、一方で「現状以上に経済協力を拡大しない」とイランに警告しながらも、現実面においては英国、フランス、イタリアなどの企業が ILSA 適用免除の利益を最大限に享受しつつある。

³⁴ 2000 年 10 月、イラン石油省公表の数字（同上所載）

35 アザデガン油田開発契約調印に係る 3 社共同発表資料（英文、2004 年 2 月 18 日）

翻ってわが国にとっては、今後の対イラン関係とアザデガン・プロジェクトへの対応は決して平坦な道ではない。わが国としては、以下のようなわが国固有の特殊事情を米国側に強くアピールしつつ根気よく理解を求めるとともに、アザデガン・プロジェクトについては、欧州諸国と同様の ILSA 適用免除を確実にする対米外交努力を行うことが必須となる。

*わが国エネルギー安全保障上、イランの重要性は米国のそれより遥かに高い

*イランは歴史的に中東地域での大親日国家

*日伊友好関係再構築、維持は究極的にイランの国際社会からの逸脱行動を抑止

一方でわが国はイランに対しても、世界唯一の被爆国でありまた対北朝鮮問題を抱えるが故に、この問題には他人事ではいられぬわが国の立場をよく説明し、自制を求める努力が重要であろう。

補論． イラン石油産業史 - イスラーム革命前を中心に³⁶

西暦紀元前 7~6 世紀頃のペルシアで、地表に染み出た石油が自然発火した火や太陽、星の光を神聖視し崇拝するゾロアスター教（“Zoroastrianism”、拝火教とも呼ぶ）が生まれ、3~7 世紀のササーン朝ペルシアにおいては国教とされた。因みに、ゾロアスター教徒は現在のイラン・イスラーム共和国ではキリスト教徒、ユダヤ教徒とともに憲法第 13 条で『マイノリティー』と定義され、認知されている。

その後 10 数世紀にわたって、土地の人々は地表わずかを手で掘って染み出た石油を掘い、皮袋に汲んでは市場に運び燃料や潤滑油として販売して来た。

そのような経緯を経て中東に石油が根つき石油産業が発達して来た歴史の折々で、ペルシア(イラン)は常に地域の国々の一歩先にあった。即ち、1872 年、後年『ロイター通信社』を興すこととなる英国準貴族ジュリアス・フォン＝ロイター男爵が大富豪ロスチャイルド一族の後ろ盾を得て、トルクメニスタン系カジャール朝ペルシア皇帝ナーセル・エッディーン・シャーから石油を含む鉱物資源独占探査権を付与されたのが中東で外国人が獲得した最初の石油利権であった。この利権は石油発見に至らぬまま、途次資金不足からロイヤル・ダッチ・シェルに利権継承を打診したが拒絶されるなどの紆余曲折を経て、男爵の死とともに 1899 年に消滅した³⁷。

³⁶ 全般的に下記による：

- ・“National Iranian Oil Company (NIOC) – Brief History” NIOC ホームページ(2004 年 6 月)
- ・Henry Longhurst “Adventure in Oil – The Story of British Petroleum” (Sidgwick & Jackson, 1959)
- ・Leonard Mosley “Power Play” (Random House, 1973)
- ・アンソニー・サンプソン『セブン・シスターズ - 不死身の国際石油資本』（日本経済新聞社、1976）

³⁷ Aramco Services Company “Saudi Aramco and Its World – Arabia and the Middle East” (1995)

世紀が変わって、英国人鉱山技師ウィリアム・ノックス・ダーシーがカジャール朝ペルシア第 5 代皇帝ムザッファル・エッディーン・シャーから 1901 年に獲得した石油利権が、7 年間にわたった試掘失敗の繰り返しを経て 1908 年 5 月 26 日、ペルシア南西部マズジッド・イ・スライマーンにおいて中東で初めて商業量の石油を発見した。これによりペルシアは中東石油産業発祥の地となったばかりか、ロシアを含む欧米列強間の中東石油資源を巡る熾烈な覇権争いもまた、正にこのペルシアを舞台に始まった。

即ち、ダーシーがペルシア石油利権を獲得するに当たって、その裏で英国政府と英国の政治家、外交官が強力に支持、支援に動いた。まず、フォン＝ロイター男爵の利権の失効を知った駐ペルシア英国公使ヘンリー・ドラモンド・ウルフ卿が政界の有力者で政友のジョン・エルドン・ゴースト議員に協力を求め、このペルシア石油利権を英国が押さえるべきことを政府、政界に訴えた。その結果ダーシーに白羽の矢が立ち、ウルフ卿に替って駐ペルシア公使となったペルシア専門家のアーサー・ハーディング卿が利権獲得交渉に自ら直接関与し、イラン資源に関心を抱いていたロシア皇帝との競争を勝ち抜いて利権獲得に至った訳である。

英国政府の関与はこれだけに留まらなかった。1904 年、資金を石油探鉱に殆ど使い果たしたダーシーが追加資金を求めてフランスのド＝ロチルド家(ロスチャイルド家)に接触しつつあった時、折から英国議会上院に設置された石油委員会が介入し「ペルシア石油利権を外国ではなく英国の支配下に置くべきこと」³⁸を決議した。

1908 年、石油発見とともに英国政府は迅速に動き始めた。資金を欠くダーシーを説き伏せ、アジア地域で手広く石油事業と交易に携わっていた英国民間会社『ビルマ石油』(“Burmah Oil Company”)との間で合併石油操業会社『アングロ・ペルシアン石油会社』(“Anglo-Persian Oil Company” - APOC)を設立させ、ペルシアでの安定的な操業環境を作り上げた。さらに、時の海軍大臣で後に首相となるウィンストン・チャーチル卿が 1913 年に議会で行った「我々は自ら必要とする原油供給について、少なくとも一部については、その供給源の所有者が支配者にならねばならない」との演説³⁹を受け、海軍省は 1914 年に『アングロ・ペルシアン石油会社』株式の 51%を取得し、APOC を実質的に国有化した⁴⁰。APOC は 1912 年に原油生産、輸出を本格的に開始し、当時他国に先駆け石炭から石油への燃料転換が進みつつあった英国海軍艦船にとって極めて貴重な石油供給源が長期にわたって確保されることとなった。

1925 年、カジャール王朝が倒れパハラヴィ朝ペルシアとなり、国名が『イラン帝国』と変更されたのを受け、APOC は 1935 年、その名称を『アングロ・イラニアン石油会社』(“Anglo-Iranian Oil Company” - AIOC)と改めた。

³⁸ アンソニー・サンプソン (前出)

³⁹ P.H. Frankel “Essentials of Petroleum – A Key to Oil Economics”
(Augustus M. Kelley Publishers, 1969)

⁴⁰ アンソニー・サンプソン (前出)

AIOC はこの後も順調に成長を続け、1928 年にハフト・ケル、1935 年にガッチ・サラン、1944 年にはアガジャリなど、後年わが国にもなじみの深い巨大油田を次々に発見し、大産油会社としての地歩を着々と固めて行った。因みに、1920 年代後半から 1940 年代にかけての時期はイランのみならず、1927 年にイラクで初めて石油が発見されたのを皮切りに、1932 年にバハレーン、1938 年にはクウェイト、サウディアラビアと、中東・湾岸アラブ諸国においても石油の発見が相次いだ。

時代は下って 1947 年、英国がインドに独立を認めたことが、英国が何らかの関わりを持っていた中東の国々の民族主義に火をつけるきっかけをもたらした。当時インドの隣国に位置したイランは、とくにその例外ではあり得なかった。イラン国民の間に反英感情や不満が浸透して行く中で、英国の力で王位に就くことができたと広く信じられていたシャー・パハラヴィですが「我々の耳に入ったのは、あの石油会社が傀儡国王を作ったという噂であった。まるで我々の目には、その会社が何か怪物のように映った。それはさながらイランの国の中にもうひとつ国があるようだった」と後に述懐する程⁴¹、AIOC に対する反感が蓄積して行く状況にあった。

そこに 1948 年、ベネズエラ石油相ベレス・アルフォンソが、ベネズエラはすべての石油利益を政府と石油会社の間で折半すべきとの新しい主張を打ち出し、それが『石油基本法』となって議会で可決された。この考え方は時を得ずして中東産油国にも伝播し、1950 年には米国石油会社アラムコとサウディアラビア政府の間で中東では初めて、50/50 利益配分方式導入について合意が成立した。

自らにも同様方式の導入を求める議会、国民の間に AIOC への反発、反感が広がりつつあったイランに、中東で初めて国際石油会社に正面から挑戦、対決する指導者、ムハンマド・モサデグ首相が登場した。1951 年 2 月、国民の反 AIOC 感情の高まりを背に、同首相の呼びかけを受けた議会は AIOC の持つ石油権益の接収を決めた石油産業国有化法を可決し、時に設立された『イラン国営石油会社』(NIOC)が全権益を継承した。これに対し AIOC と英国政府は国際市場にイラン石油の不買を呼びかけて対抗し、米英石油会社の協力と米国政府の支持を得てボイコットは効果を発揮した。イランの石油輸出は殆ど停止し、財政は逼迫した。

モサデグ首相が国際石油会社の市場独占支配を何としても打ち破れず苦みのどん底にあった 1953 年 8 月、国軍の反モサデグ派将校が米国中央情報局（“ U.S. Central Intelligence Agency” - CIA）の支援を受け挙行したクーデターによって革命派政権は崩壊し、王制派政権が成立した。このクーデターが殆ど米国の介入によって成功したことで、その後のイラン石油産業支配の主導権は英国から米国の手に移った。英国はイランを動かす力を失い、ここからは実質的に米国が支配者となった。爾後四半世紀に及ぶシャー・パハラヴィと米国政府、石油会社の蜜月がここに始まった。

⁴¹ アンソニー・サンプソン（前出）

1954 年初夏、『セブン・シスターズ』（7 大国際石油会社）首脳がロンドンに集まり、イランの石油を全社が協力し開発、購入する『イラン・コンソーシアム』（正式には“Iranian Oil Participants Limited”、通称『国際石油財団』）の結成に合意した。

このロンドン会談は、7 大石油会社のすべてが結集したということで世界石油史上初めてのできごとであったのみならず、イラン・コンソーシアムは史上初の 7 大石油会社全社による共同事業ともなった。それに加え、会談、コンソーシアムの双方にフランス石油(CFP)が初めて参加して『シスターズ』の仲間入りを果たした。また AIOC は新コンソーシアムの一メンバーとして旧権益の一部を留保する一方で、この年に社名を『ブリティッシュ・ペトロリアム』（“The British Petroleum Company Ltd.”）と改めた。現在に至る“BP”がここに誕生した⁴²。

もうひとつ中東石油史上初めて、NIOC が天然資源の所有権、処分権を保有しコンソーシアムが NIOC の委託を受けて石油操業を行い、生産物を買取るという、現在の生産分与契約、操業請負契約あるいはバイバック契約型操業の原型がここに出現した。

また新しい操業体制の発足に際しては、米国独立系石油会社（“Independents”）の数社がコンソーシアムへの参入の機会が与えられなかったことを理由とし米国政府に強く抗議した。折から米国内には大手石油会社のカルテル行為摘発の嵐が吹き荒れメジャー側には不利な状況があり、その上財務省は独立系会社の側に立っていた。その結果、1955 年、米国独立系石油会社 9 社は『イリコン商会』（“Iricon Agency”）と称するグループを形成し、新たにコンソーシアムに加わることとなった。

コンソーシアム発足時の構成会社および米国独立系石油会社参入後の新コンソーシアムの構成メンバーとそれぞれの参加比率は以下のとおりであった⁴³。

会社名（現在の会社名）	参加比率	
	1954 年	1955 年
	(%)	(%)
アングロ・イラニアン石油（BP）	40	40
ロイヤル・ダッチ・シェル（同左）	14	14
ニュージャージー・スタンダード（ExxonMobil）	8	7
ソコニー・モービル（ExxonMobil）	8	7
カリフォルニア・スタンダード（ChevronTexaco）	8	7
テキサコ（ChevronTexaco）	8	7
ガルフ石油（1984 年、吸収合併により消滅）	8	7
フランス石油（Total）	6	6
イリコン商会*（1979 年解消）	-	5

（注） *『イリコン商会』の当初構成会社 9 社は以下のとおり：

・アミノイル ・オハイオ・スタンダード ・アトランティック
 ・リッチフィールド ・シグナル・オイル ・ハンコック・ペトロリアム

⁴² R.W. Ferrier “The History of the British Petroleum Company”
 (Cambridge University Press, 1982)

⁴³ Leonard Mosley（前出）

・コンチネンタル・オイル ・ゲティー・オイル ・タイドウォーター

時に 1950 年代後半、スエズ運河国有化が実現し、中東全体に資源ナショナリズムの波が押し寄せる中、わが国ではアラビア石油創業者で初代社長の山下太郎がサウディアラビア、クウェイト両国政府との石油利権交渉に注力しつつあった。その頃、コンソシアムの新操業契約形態に刺激された新しい動きがイラン石油産業において芽を吹いた。1957 年、イラン政府が NIOC の事業参入を前提条件として利権供与型契約を外資に認める石油開発法を公布し、これを受けてイタリア国営炭化水素公社(ENI)の総裁エンリコ・マッテイが自社傘下の AGIP と NIOC との間で正真正銘の事業参加型の合弁石油操業利権協定を締結させたものである。

この新協定は、産油国による事業参加型石油利権協定として、1972 年のリヤード協定に先立つこと 15 年、中東初のケースであったばかりか、利益配分比率が 75/25 と産油国側に圧倒的に有利なものとされたことでも初めてであり、国際石油産業界に大きな衝撃を与えた。またそれに留まらず、「マッテイのイランでの挑戦はメジャー石油会社が支配していた欧米石油製品市場に新たな競争の要素を持ち込み、石油会社による中東産油国への公示価格引き下げ圧力を増幅させ、ひいては産油国に石油輸出国機構(OPEC)創設を促す結果をもたらした」との批判もなされた⁴⁴。インディアナ・スタンダード石油会社(後のアモコ)が ENI と同形態の協定を締結してこれに続き、NIOC との合弁操業会社『イラン・パンアメリカン石油』(“Iran Pan-American Oil Company - IPAC”)を発足させ、出油に成功した。さらに 1966 年にはフランスの ERAP が NIOC との間で典型的な石油操業請負契約を結んだ。

1960 年、サウディアラビア財政経済省石油総局長アブダッラー・タリーキとベネズエラ石油相ペレス・アルフォンソの主導の下、イラン、イラク、クウェイト、サウディアラビア、ベネズエラの 5 カ国が、「自国石油産業に対する政府の支配権を拡大するとともに、石油利益配分に政府がより大きく関与すべきこと」を主張⁴⁵し『石油輸出国機構』(“Organization of Petroleum Exporting Countries” - OPEC)を創設した。

OPEC が時代の要請とともに次第に国際的認知を得て行く中で、米国の支持なくして王位を守ることが事実上できないシャー・パハラヴィは、一方でナショナリズム意識がますます高まりつつある国民の前では脱米国路線を高く標榜しなければならず、そのためイランは結果的に対国際石油会社関係においては戦闘的というか、強気の姿勢を次第に強めて行くこととなった。

1971 年 2 月、イランを含む湾岸産油国 6 か国と湾岸地域で操業する国際石油会社 13 社との間で、原油価格変更のルールと新しい利益配分比率を定める『テヘラン協定』

⁴⁴ アンソニー・サンプソン (前出)

⁴⁵ 『中東主要産油国の石油産業組織・人物と今後の石油政策に関する調査』 (前出)

が締結された。これは「国際石油会社が握っていた原油価格と利益配分率に関する決定権が産油国側に移ったものとして画期的な意義を持つ」できごとであった⁴⁶。

『テヘラン協定』に引き続き、1972 年の『ジュネーブ協定』、1973 年の『ジュネーブⅡ協定』によって、1971 年夏の金・ドル兌換停止措置（いわゆる『ニクソン・ショック』）後の通貨変動に起因する産油国石油収入の実質目減りを補填するための公示価格引上げについて、産油国・石油会社間に合意が成立した。これら合意形成の過程を通じて、シャー・パハラヴィはサウディアラビアのファイサル国王と双方の石油相を介して緊密に連繫を保ち、中心的役割を果たした。

この間、石油産業国有化を形の上では既に達成していたイランはさらに 1973 年、AIOC がまだ手中にしていた油田操業権の全面返還を勝ち取るとともに、1974 年には 1957 年公布の石油開発法を改正して石油探鉱・開発部門への外国企業の投資、参入をサービス契約形態によるもののみに限定し、また石油生産部門・下流部門への参入を禁止した。このようなイランの姿勢は、サウディアラビアが親米・親西欧を基調とするその政治姿勢に則って対石油操業会社関係にあっては穏健な交渉・参加型改革を推し進め、段階的に国有化に至る道を選択したのとは際立った対照を見せた。

1960 年代末から 1970 年代を通して、シャー・パハラヴィの野心的な産業近代化、資本主義化を中核とする急速な経済社会改革は国民の間のコンセンサスが未成熟なままに進行し、基本的には農業国であるイランの社会に大きな亀裂と歪みを生み出した。1978 年に入り国内各地で反王制・反政府デモが頻発し、経済近代化から取り残されるかとの危機感を抱いたバザール(市場)商人が聖職者と連携し国民の蜂起を支持するに至って、体制転換への趨勢は押し止めることのできないものとなった。1978 年 12 月には石油操業が全面停止に追い込まれた。

明けて 1979 年 1 月、シャー・パハラヴィは帝位を追われ国外に脱出し、54 年間にわたって続いたパハラヴィ王朝によるイラン支配は終焉の時を迎えた。

1912 年にイランで原油生産が開始されて以来現在に至るイラン原油生産量の推移と、その間の歴史上の重要情勢展開との対比を表 2 『イラン原油確認埋蔵量・生産量・わが国輸入量の推移』に示したので参照されたい。

(完)

問い合わせ：ieej-info@tky.ieej.or.jp

⁴⁶ アラビア石油株式会社（前出）

表2. イラン原油確認埋蔵量・生産量・わが国輸入量の推移

年	イラン 原油埋蔵量	イラン 原油生産量	可採年数	わが国の イラン原油輸入量	輸入シェア	イラン石油政策・石油産業に関係する 重 要 情 勢 展 開	(参考) サウジアラビア 原油輸入量	輸入シェア
	(百万bbls)	(千bpd)	(年)	(千bpd)	(%)		(千bpd)	(%)
1912		0.1		-		・ アングロ・ペルシアン石油会社 (APOC) が原油生産を開始	-	
1913		5.0		-			-	
1915		10.0		-			-	
1920		33.4		-			-	
1925		96.0		-		・ カジャール朝ペルシア帝国崩壊、パハラヴィ朝イラン帝国建国	-	
1930		125.6		-			-	
1935		156.9		-		APOCがアングロ・イラニアン石油会社 (AIIOC) と改称	-	
1940		181.2		-		・ ムハンマド・レザー・パハラヴィが父帝より帝位継承 (1941)	-	
1945		357.6		-		・ 米・イラン軍事協定調印(1947) ・ 第1次中東戦争(1948-49)	-	
1950	7,000	664.3	29	-			10	36
1951		349.6		0.5	1	・ イラン国会で石油産業国有化法成立、政府がAIIOC権益を接收 ・ イラン国営石油会社 (NIOC) 設立、全石油操業権益を継承	27	53
1952		27.6		-			54	70
1953	15,000	26.8		-		・ 皇帝派将校によるクーデターでモサデグ政権崩壊、帝政復活	66	67
1954	15,000	61.4		0.4	0.3	・ 国際石油財団 (イラン・コンソーシアム) 結成、新協定により 権益取得 ・ AIIOCはコンソーシアムの一員として権益留保	86	67
1955	27,000	328.9	225	8	5	・ AIIOCがブリティッシュ・ペトロリアム (BP) と改称	79	54

(注) 原油埋蔵量: 各年12月31日現在の確認可採埋蔵量(一部に推定を含む)

原油生産量: 年間平均日量ベース

可採年数: 各年末現在原油埋蔵量÷当該年間原油生産量

わが国輸入量: 年度・平均日量ベース

年	イラン 原油埋蔵量 (百bb1s)	イラン 原油生産量 (千bpd)	可採年数 (年)	わが国の イラン原油輸入量 (千bpd)	輸入シェア (%)	イラン石油政策・石油産業に関する 重 要 情 勢 展 開	(参考) サウジアラビア 原油輸入量 輸入シェア (千bpd) (%)	
1956	30,000	541.8	152	11	5	・エジプトがスエズ運河国有化 ・第2次中東戦争	96	49
1957	32,000	719.8	122	14	5	・イラン、利権供与型合併操業を外資に認める石油開発法公布	104	41
1958	33,000	826.1	109	16	6	・AGIP、NIOCと合併で海上鉾区開発利権獲得	105	37
1959	35,000	928.2	103	21	6	・イラン・パンアメリカン石油 (IPAC)、NIOCと合併で海上鉾区開発利権獲得	102	27
1960	35,100	1,067.7	90	21	4	・隣国イラクでクーデターにより王制転覆、軍事革命政権成立 ・米・イラン相互防衛条約締結 ・イラン、石油輸出国機構 (OPEC) 創設に参加	106	19
1965	40,000	1,908.3	57	324	21	・ホメイニ師、イラクに亡命 (その後フランスに移住)	291	19
1966	44,200	2,131.8	57	547	30		303	17
1967	43,800	2,603.2	46	776	36	・第3次中東戦争 ・アラブ産油国が対米英蘭石油禁輸発動	392	18
1968	54,100	2,839.8	52	965	38		496	20
1969	55,100	3,375.8	45	1,317	44		502	17
1970	70,000	3,829.0	50	1,510	43		495	14
1971	55,500	4,539.5	33	1,657	43	・イランを含む湾岸産油国6ヵ国と国際石油会社が『テヘラン 協定』に調印 (公示価格と所得配分率・税率の引上げ)	520	13
1972	65,000	5,023.1	35	1,587	37	・金・ドル兌換停止 (『ニクソン・ショック』) ・産油国と国際石油会社が『ジュネーブ協定』締結 (ドル減価補填のための公示価格引上げ)	710	17

年	イラン 原油埋蔵量	イラン 原油生産量	可採年数	わが国の イラン原油輸入量	輸入シェア	イラン石油政策・石油産業に関する 重要情勢展開	(参考) サウジアラビア 原油輸入量	輸入シェア
	(百万bbls)	(千bpd)	(年)	(千bpd)	(%)		(千bpd)	(%)
1973	60,000	5,860.9	28	1,545	31	・イラン・コンソーシアム、油田操業権をNIOCに全面返還、原油 売買新協定に調印	991	20
1974	66,000	6,021.6	30	1,271	27	・第4次中東戦争 ・アラブ産油国が『石油武器』行使	1,060	22
1975	64,500	5,350.1	33	1,010	22	・OPECに対抗すべく先進消費国が国際エネルギー機関 (IEA) 設立 ・アルジェ合意成立、イランとイラクが和解	1,234	27
1976	63,000	5,882.9	29	929	20	・サダム・フセイン、イラク大統領に就任	1,494	31
1977	62,000	5,662.8	30	812	17	・イラン、ソ連と原油長期引取協定締結	1,443	30
1978	59,000	5,241.7	30	602	13	・イラン国内で反政府暴動多発、12月には石油輸出全面停止	1,386	30
1979	58,000	3,167.9	50	624	13	・パハラヴィ帝政崩壊、イラン・イスラーム共和国誕生 ・イラン新政権がコンソーシアムとの全協定、契約を破棄 ・在テヘラン米大使館占拠・人質事件勃発	1,287	27
1980	57,500	1,816.6	87	98	2	・米、イラン原油輸入停止措置を発動 ・イラクがイランを軍事攻撃、イラン・イラク戦争に突入	1,419	33
1981	57,000	1,565.0	99	208	5	・米大使館人質をイラン側が解放 (1981)	1,404	35
1982	56,148	2,420.6	63	256	7		1,176	33
1983	55,257	2,441.7	62	398	11		1,034	28
1984	58,874	2,032.4	79	240	7		980	27
1985	59,000	2,192.3	73	237	7		460	14

年	イラン 原油埋蔵量	イラン 原油生産量	可採年数	わが国の イラン原油輸入量	輸入シェア	イラン石油政策・石油産業に関する 重 要 情 勢 展 開	(参考) サウジアラビア 原油輸入量 輸入シェア	
	(百万bbls)	(千bpd)	(年)	(千bpd)	(%)		(千bpd)	(%)
1986	92,860	2,037.1	125	221	7	・イラン、原油埋蔵量を大幅に見直し上方修正	442	14
1987	92,860	2,297.6	110	208	6		558	17
1988	92,860	2,478.5	103	205	6	・イラン・イラク戦争終結	497	14
1989	92,860	2,814.1	90	309	9	・ホメイニ師死去 ・ラフサンジャニー師、大統領就任	487	13
1990	92,850	3,135.3	81	441	11	・イラク、クウェイトに侵攻、クウェイト併合を宣言	804	20
1991	92,860	3,406.8	73	363	9	・湾岸戦争勃発、終結、クウェイト解放	963	23
1992	92,860	3,431.6	74	356	8		948	22
1993	92,860	3,425.2	74	410	9	・クリントン大統領、『イラン・イラク 2 重封じ込め』政策発動	953	22
1994	94,300	3,596.0	72	444	9		912	19
1995	93,700	3,595.0	71	398	9	・NIOC/Total間で初の海上油田開発バイバック契約締結 ・クリントン大統領、対イラン経済制裁を求める大統領令発出	882	19
1996	92,600	3,596.0	71	448	10	・米国議会で『イラン・リビア制裁法』（ILSA）可決 ・NIOC、第1次バイバック・プロジェクト案件入札実施	903	20
1997	92,600	3,603.4	70	431	9	・ハタミー師が大統領に就任、欧米に文明間の対話を呼びかけ	1,018	22
1998	93,700	3,714.0	69	495	11		900	21
1999	93,100	3,439.0	70	493	12	・NIOC、第2次バイバック・プロジェクト案件入札実施	835	20
2000	99,530	3,661.3	74	511	11	・イラン総選挙で改革派が勝利 ・ハタミー大統領来日 ・日本イラン間でエネルギー協力合意	957	21

年	イラン 原油埋蔵量	イラン 原油生産量	可採年数	わが国の イラン原油輸入量	輸入シェア	イラン石油政策・石油産業に関する 重 要 情 勢 展 開	(参考) サウジアラビア 原油輸入量 輸入シェア	
	(百万bbls)	(千bpd)	(年)	(千bpd)	(%)		(千bpd)	(%)
2001	99,080	3,572.0	76	518	12	・ハタミー大統領再選 ・米国中枢同時テロ発生（“9/11”） ・アフガニスタン戦争 ・ブッシュ大統領が『対テロ戦争』宣言 ・米国議会、『イラン・リビア制裁法』の5年延長を可決	921	22
2002	99,080	3,248.4	84	588	14	・ブッシュ大統領がイランほか2国を名指し『悪の枢軸』宣言	940	22
2003	125,800	3,895.0	88	684	16	・対イラク戦争突入、終結 ・サダム・フセイン政権崩壊 ・ブッシュ大統領、『対イラン経済制裁令』の1年延長を発令	970	22
2004/1Q		4,023.5		723	16	・イラン総選挙で保守派が勝利 ・日本イラン間でアザデガン油田開発契約調印	998	22

〔出典〕

原油埋蔵量 1950年: 'API Facts & Figures 1950' 1953~71年: 'Oil & Gas Journal' 各年12月最終号 1972~90年: 'OPEC Annual Statistical Bulletin 1992'
1991~2002年: 'OPEC Annual Statistical Bulletin 2002' 2003年: 'Oil & Gas Journal' 2003年12月22日号

原油生産量 1912~2002年: 'OPEC Annual Statistical Bulletin 2002' 2003年/2004-1Q: 'Middle East Economic Survey' 2004年4月19日号

原油輸入量 1950~1959年度: 『内外石油資料』1960年度版 1960~1994年度: 『内外石油資料』1995年度版（ともに石油連盟）
1995~2003年度/2004-1Q: 『石油資料月報』（石油連盟、平成9年1月号~平成16年5月号）

〔注〕 *輸入量は年度ベース *原統計がKL表示のものは「 $\times 6.3 \div 365$ 」によりB/Dに換算 *サウジアラビア原油輸入量には(目)中立地帯半権益原油を含まない

[主要参考文献]

- 『イラン経済を解剖する』 大西 圓 (日本貿易振興会、2000)
- 『王と石油資本の砂漠外交 - アラビアの石油開発史』 宮下二郎 (石油文化社、1991)
- 『石油の世紀 - 支配者たちの興亡』 ダニエル・ヤーギン (日本放送出版協会、1991)
- 『セブン・シスターズ』 アンソニー・サンプソン (日本経済新聞社、1976)
- 『フィアスコ - 「油断」 への道』 ジャック・アンダーソン (光文社、1984)
- 『ヤマニ - 石油外交秘録』 ジェフリー・ロビンソン (ダイヤモンド社、1989)

- “Adventure in Oil—The Story of British Petroleum” Henry Longhurst
(Sidgwick & Jackson, 1959)
- “Essentials of Petroleum – A Key to Oil Economics” P. H. Frankel
(Augustus M. Kelley Publishers, 1969)
- “Politics and World Oil Economics – An Account of the International Oil Industry
in Its Political Environment” J. E. Hartshorn (Frederick A. Praeger, 1967)
- “Power Play” Leonard Mosley (Random House, 1973)
- “Saudi Aramco and Its World – Arabia and the Middle East”
(Aramco Services Company, 1995)
- “The History of the British Petroleum Company” R.W. Ferrier
(Cambridge University Press, 1982)

- 『イランの石油化学下流分野基礎調査』 (財)中東協力センター (2003 年 6 月)
- 『イランの石油・ガス開発とわが国へのインプリケーション』
(財)日本エネルギー経済研究所 (2001 年 8 月)
- 『中東主要産油国の石油産業組織・人物と今後の石油政策に関する調査』
(財)中東協力センター (1993 年 3 月)

- “Iran Country Analysis Brief” (November 2003)
U. S. Department of Energy, Energy Information Administration (2003)
- “The World Fact Book – Iran” U.S. Central Intelligence Agency (2003)
- “Arab Oil & Gas Directory 2002” (Arab Petroleum Research Center, 2002)
- “International Petroleum Encyclopedia 2003” (PennWell Corporation, 2003)

【その他の情報ソース】

『海外エネルギー動向 - イラン』 (財)日本エネルギー経済研究所ホームページ

“Constitution of The Islamic Republic of Iran”

イラン・イスラーム共和国ホームページ

“National Iranian Oil Company (NIOC) – Brief History” NIOC ホームページ

“National Iranian Oil Company (NIOC) – Members of the Board” 同上

“National Iranian Oil Company (NIOC) – Organization Chart” 同上

『中東協力センター・ニュース』 (財)中東協力センター

『中東研究』 (財)中東調査会

『中東研ニューズリポート』 (財)中東経済研究所

Middle East Economic Digest (MEED) Middle East Economic Survey (MEES)

Petroleum Intelligence Weekly (PIW) Weekly Petroleum Argus (WPA)

Financial Times International Herald Tribune 日本国内各紙